



アメリカへお引越されるお客様へ

株式会社 サカイ引越センター
Sakai Moving Service Co.,Ltd.

必要書類

お客様が日本国籍の場合

- ①パスポートのコピー(顔写真のある見開きページのもの)
- ②アメリカのビザのコピー(滞在期間が一年以上あるもの)
- ③日本→アメリカ向けの航空会社のeチケットコピー
- ④通関書類
- ⑤保険申込書
- ⑥契約書

※④⑤⑥につきましては弊社よりご案内致します。
 ※税関より追加書類の提出を求められる場合がございます。
 ※書類が揃い次第船積みをさせていただきます。

お運び出来ない品

- ・食品(ドライフードやスパイスも含む)
- ・市販薬、処方薬
- ・飲料(アルコール飲料)
- ・麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物
- ・動植物(土の付いた物)
- ・拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む)
- ・危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等)
- ・車両(バイク、車、船等)
- ・ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等)
- ・商標権や特許権・著作権の権利侵害物品
- ・爆竹
- ・ローズウッドを使用したご家財
- ・ワシントン条約該当品目
- ・貴重品(ジュエリー・現金・通帳・有価証券・宝石類等)

※アメリカ入国後、個人として使用するご家財であること(販売目的は輸入禁止)

輸入規制品

- ・化粧品類…転売目的防止の為、同一のものを大量にお運びすることはできません。
- ・野生動物を使用したご家財(洋服やバッグを含む)
- ・電池が含まれているおもちゃ…電池を外せるものであれば外してください。
- ・電動自転車…バッテリーはお運びできません。

ご注意

アメリカへの輸出の場合は口に入る物(食品・薬)全般輸入禁止となります。
 お客様に梱包頂く際も中にはお入れ頂けませんようお願い申し上げます。
 また、荷主様がアメリカ軍人の場合、営業担当へお知らせくださいませ。

その他

通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。
 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。
 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。

現地代理店より現地での配達日お打合せの連絡がございます。
 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。
 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
 お気軽に下記フリーダイヤルか
 メールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141
 Mail overseas_hhg@hikkoshi-sakai.co.jp

